

指定調査機関の情報開示項目

A. 指定調査機関の情報	名称	鹿島建設株式会社					
	指定番号	2003-3-3033					
	住所	東京都港区赤坂 6-5-30 鹿島 KI ビル					
	連絡先	電話番号：03-5544-2616 FAX：03-4332-2585					
	事業所の所在地	東京都港区					
	業の登録・許可の状況	建設業／建設コンサルタント業／地質調査業／測量業／砂利採取業／採石業／電気工事業／宅地建物取引業					
	環境計量証明事業（濃度）	許可者・許可登録番号：					
	技術管理者数	環境本部（東京都港区／全国）： 8 人 東京土木支店（東京都港区／千葉県、東京都）：1 人 東京建築支店（東京都港区／千葉県、東京都）：1 人					
B. 調査の実績							
B. 調査の実績	土壌汚染調査の元請での直近5カ年度の受注件数（契約件数）	年度	法対象	法対象外（条例分を含む）			
			①法第3条、第4条又は第5条の調査※	③資料等の調査のみ	④試料採取・分析を行った調査	⑤搬出土壌の試料採取・分析を行った調査	
		令和6年度	9 件	0 件	0 件	1 件	0 件
		令和5年度	17 件	0 件	0 件	7 件	0 件
		令和4年度	17 件	0 件	2 件	5 件	0 件
		令和3年度	8 件	0 件	10 件	18 件	0 件
B. 調査の実績	土壌汚染調査の下請での直近5カ年度の受注件数（契約件数）	年度	法対象	法対象外（条例分を含む）			
			①法第3条、第4条又は第5条の調査※	③資料等の調査のみ	④試料採取・分析を行った調査	⑤搬出土壌の試料採取・分析を行った調査	
		令和6年度	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
		令和5年度	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
		令和4年度	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
		令和3年度	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
C. 技術力	技術者の代表的な保有資格と資格保有者数	土壌環境監理士	：	2 人			
		土壌環境保全士	：	7 人			
D. 業務品質管理の取組	業務品質管理の取組状況	土壌環境リスク管理者	：	2 人			
		地質調査技士	：	1 人			
D. 業務品質管理の取組	業務品質管理の取組状況	環境省「土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の情報開示・業務品質管理に関するガイドライン」に基づく取組を実施しています。					

その他情報開示が期待される項目

A. 指定調査機関の情報	土壤環境事業に関するホームページアドレス	掲載 HP アドレス： https://www.kajima.co.jp/tech/soil_pollution/index.html
B. 調査の実績	発注者の主な業種	化学工業、電気機械器具製造業、食料品製造業、不動産業、機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、輸送用機械器具製造業、卸売業、医療業、教育・学習支援業、自治体、建設業、石油製品・石炭製品製造業、繊維工業、パルプ・紙・紙加工品製造業、運輸業、ガス業、金融業、印刷・同関連業、鉄鋼業、窯業・土石製品製造業、ゴム製品製造業、小売業等
D. 業務品質管理の取組	業務品質管理に関する情報	掲載 HP アドレス： https://www.kajima.co.jp/tech/soil_pollution/pdf/release.pdf
	リスクコミュニケーションに関する業務実績	周辺住民等に対しての資料配布・説明会、行政への届出等の支援業を多数実施しています。
E. その他	環境保全活動	<p>鹿島は“100年をつくる会社”として、長期的な環境ビジョンを全社で共有し、環境保全と経済活動が両立する持続可能な社会の実現を目指す。</p> <p>1. 自らの事業活動における環境負荷の低減はもとより、建造物のライフサイクルを考慮し、低炭素社会、資源循環社会、自然共生社会の実現を目指す。</p> <p>2. 上記取組みを支える共通の基盤として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全とその持続可能な利用に資する技術開発を推進する。 ・事業に関わる有害物質につき自主管理も含め予防的管理を推進する。 ・積極的な情報開示を含め、広く社会と連携を図る。
		<p>サステナビリティの取組み https://www.kajima.co.jp/sustainability/index-j.html</p> <p>統合報告書・コーポレートレポート https://www.kajima.co.jp/sustainability/report/index-j.html</p> <p>1S014001 の認証取得 1S014001 を全社で展開し、環境保全並びに環境事故の防止に努めています。</p>

※法第3条第1項、同条第8項、第4条第2項、同条第3項又は第5条の調査をいう。